



薬食安発 0319 第 3 号
薬食機発 0319 第 1 号
平成 25 年 3 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長

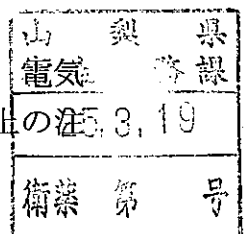


電気自動車の充電器の電磁波による植込み型心臓ペースメーカー等への
影響に係る使用上の注意の改訂について

電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下同じ。）の国内普及に伴い、充電環境の整備が進められています。電気自動車の充電には、電源に単相交流 200V 又は 100V を使用したコンセントや充電スタンド等から充電ケーブルを介して充電を行う普通充電（以下この充電設備を「普通充電器」という。）と、電源に三相交流 200V を使用した充電スタンドから充電ケーブルを介して充電を行う急速充電（以下この充電設備を「急速充電器」という。）があります。普通充電器は、充電に 8 時間から 14 時間程度の時間を要するため、主に、長時間駐車する自宅、事務所等のプライベートエリアに、急速充電器は、短時間での充電を要する高速道路のサービスエリア、ガソリンスタンド等のパブリックエリアに通常設置されています（参考参照）。

今般、電気自動車の普通充電器及び急速充電器（以下これらを「充電器」という。）より発生する電磁波が植込み型心臓ペースメーカー及び植込み型除細動器に及ぼす影響について検証試験が行われ、植込み型心臓ペースメーカー及び除細動機能なし植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータ（以下「植込み型心臓ペースメーカー等」という。）において、充電器への接近によりペーシングパルスの抑制や非同期のペーシングパルスの発生が認められたことが報告されました。

これを受け、植込み型心臓ペースメーカー等を取り扱う製造販売業者に対し、自動車の充電器による影響について注意喚起を行うよう、別添のとおり使用上の注意



意の改訂を指示しましたので、お知らせします。

なお、経済産業省製造産業局自動車課長並びに国土交通省自動車局技術政策課長及び同局審査・リコール課長に対し、電気自動車及び充電器の製造（輸入を含む。）又は販売を行う事業者等に対し、充電器が植込み型心臓ペースメーカ等のペースティング機能に与える影響について取扱説明書等により購入者等に周知するよう、指導方、協力を依頼しましたので申し添えます。

【参考】経済産業省ホームページ（EV・PHV プラットフォーム、充電設備について）

<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/what/charge/index.html>

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディナビ）が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。

以下のURLから登録できますので、ご活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス <http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

（問い合わせ先）

厚生労働省医薬食品局安全対策課

TEL:03-5253-1111（内線 2751, 2758）